

○議長（森 温繁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成28年2月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎会期の決定

○議長（森 温繁君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番 進士為雄君と2番 進士濱美君の両名を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議会内会派の異動について申し上げます。

1月27日、自公クラブの代表者から橋本智洋議員が自公クラブを脱会する旨の申し出が提出され、その後、橋本智洋議員からは清新会を結成する旨の会派結成届が提出されましたのでご報告いたします。

次に、議長会関係について申し上げます。

1月14日、第135回静岡県東部地区市議会議長会が熱海市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この議長会では、熱海市提出の「介護従事者の養成に対する支援について」、伊豆の国市提出の「一級河川狩野川の河道改修整備（浚渫）について」の議案を審議し、可決いたしました。この提出議案2件につきましては、1月28日開催の静岡州市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

次に、1月18日、静岡県地方議会議長連絡協議会の平成27年度第2回政策研修会が静岡市で開催され、副議長が出席いたしました。

この研修会では、株式会社ジャパンインバウンドソリューションズ代表取締役社長中村好明氏を講師に「観光立国革命」と題した講演が、また、埼玉大学名誉教授長谷川三千子氏を講師に「今こそ問おう、憲法九条」と題した講演を聴取いたしました。

次に、1月28日、第150回静岡州市議会議長会定期総会が島田市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この総会では、株式会社日本総合研究所調査部主席主任研究員の藤波 匠氏による「日本誘導に活路を求めない地方創生～人口が減っても持続的な暮らしができる地域を作る～」と題した講演会が行われました。

会議では、平成27年度会務報告並びに平成28年度予算審議を初め、さきの県東部地区市議会議長会で可決した議案を含む4件の議案を審議し可決されました。

なお、今後の取り扱いについては、会長に一任することにいたしました。

2月4日、静岡県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の招集があり、私が出席いたしました。

この定例会では、条例の一部改正、平成27年度特別会計補正予算、平成28年度一般会計及び特別会計予算12件の議案を審議し、可決されました。

次に、行政視察について申し上げます。

1月19日、静岡県議会総務委員会の議員10名が道の駅「開国下田みなと」の指定管理等について視察されました。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書6件でございます。

大阪府東大阪市の軽度外傷性脳損傷仲間の会代表、藤本久美子氏から送られてきました「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情」。

また、静岡県保険医協会理事長、間間 元氏から「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情」、「国による乳幼児（こども）医療費無料制度の創設を求める意見書採択に関する陳情」、「国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択に関する陳情」。

また、公益社団法人静岡県精神保健福祉会理事長、鈴木恒夫氏から「精神障害者に対する他障害者並み交通運賃割引を求める意見書採択に関する陳情」。

また、静岡県保険医協会理事長、間間 元氏から送られてきました「こども医療費助成制度に関する要望」。

以上6件の写しを配付してありますのでご覧ください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（鈴木 諭君） 朗読いたします。

下総庶第28号。平成28年2月17日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成28年2月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成28年2月17日招集の平成28年2月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）。

報第2号 専決処分の承認を求めることについて（下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について）。

報第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下田市一般会計補正予算（第5号））。

議第1号 平成26年度下田市立給食センター建設工事（建築）（繰越）請負契約の締結についての一部変更について。

下総庶第29号。平成28年2月17日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成28年2月下田市議会臨時会説明員について。

平成28年2月17日招集の平成28年2月下田市議会臨時会に、説明員として下記の者を出席

させるので通知いたします。

市長 楠山俊介、副市長 糸賀秀穂、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 高橋尚志、企画財政課長 須田信輔、総務課長 稲葉一三雄、教育委員会学校教育課長 峯岸勉、教育委員会生涯学習課長 鈴木孝子、地域防災課長 大石哲也、税務課長 井上 均、監査委員事務局長 土屋紀元、観光交流課長 土屋 仁、産業振興課長 長谷川忠幸、市民保健課長 鈴木邦明、福祉事務所長 楠山賢佐、建設課長 鈴木芳紀、上下水道課長 日吉金吾、環境対策課課長補佐兼清掃センター長 河井長美、施設整備室長 黒田幸雄。

以上でございます。

---

#### ◎報第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（井上 均君） それでは、報第1号 専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページをお開き願います。

これにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次の2ページ、専第4号は、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

今回の条例改正につきましては、地方税分野における個人番号、法人番号の利用につきまして、平成28年度税制改正において一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、平成27年12月24日閣議決定なされました。これにより、地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布され、平成28年1月1日から施行されることに伴い、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を平成27年12月28日付で専決処分を行い、本議会においてご承認を求めるとでございます。

提案理由でございますが、提出者等の個人番号を記載しなければならないこととされております地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類につきまして、提出者等の個人番号の記載を要しないこととなり、これにより条例で定めるもののうち、市民税の減免及び特別土地保有税の減免の取り扱いについて、個人番号を削除する改正を行うものであります。

また、徴収猶予及び換価猶予に係る字句の訂正をあわせて改正するものでございます。

それでは、専第4号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げますので、お手数ですが条例改正関係等説明資料の1、2ページ、説明資料のほうをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を、次のように改正するものでございます。

第8条、徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付または分割納入の方法についてでございますが、字句の訂正で第1項の改正規定中「納付し、」の次に「又は」を加えるものでございます。

第9条、徴収猶予の申請手続等でございますが、字句の修正で、第1項第7号、第2項第5号、第3項第3号及び第4項第2号の改正規定中「徴収」の次に「の」を加え、同条6項第2号の改正規定中「当該徴収」の次に「の」を加え、「徴収猶予の期間」を「徴収の猶予期間」に改めるものでございます。

第11条、職権による換価の猶予の手続等でございますが、同じく字句の訂正で、第1項本文改正規定中「又は」の次に「分割」を加えるものでございます。

第51条、市民税の減免でございますが、3ページ、4ページをお開きください。

個人番号の削除で、第2項第1号の改正規定中「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改めるものでございます。

第139条の3、特別土地保有税の減免でございますが、同じく個人番号の削除で、第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削るものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報第1号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長(森 温繁君) 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森 温繁君) 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森 温繁君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについて(下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎報第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(森 温繁君) 次は、日程により報第2号 専決処分の承認を求めることについて(下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） それでは、報第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

お手数ではございますが、議案件名簿の4ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

5ページをお開きください。

専第5号は、下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

昨年の12月定例会におきまして、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が平成27年9月29日に公布されたことに伴いまして、下田市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたのでご審議いただき、議決をいただいた経過がございます。

しかし、先ほど税務課長の説明にもございましたが、12月定例会での議決後に、地方税分野における個人番号、法人番号の利用について平成28年度税制改正において一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことを踏まえまして、平成28年度税制改正の大綱が平成27年12月24日閣議決定されました。

これにより、地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布され、平成28年1月1日から施行されることに伴い、下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例について、平成27年12月28日付で専決処分したことを報告させていただき、本臨時会においてご承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、提出者等の個人番号を記載しなければならないこととされている地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、提出者等の個人番号の記載を要しないこととなり、これにより条例で定めるもののうち国民健康保険税の減免の取り扱いにつきましても個人番号を削除する必要が生じ、12月定例会で議決していただきました下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止するものでございます。

議案件名簿の6ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、報第2号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番、沢登君。

○13番（沢登英信君） 前回、この条例は要らないんじゃないかというぐあいに意見を述べた記憶があるんですけども、そうしますと、今の説明ですと、地方税法の改正によってこれらの手続については既に個人番号がほかのところから知ることができるので、この条例は要しないと、こういうぐあいに考えてよろしいのでしょうか。ちょっと、説明いただきましたけれども十分に理解が深められませんでしたので、再度の繰り返しで恐縮ですけども、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 本来、こういう申請等に関する手続につきましては、原則として個人番号または法人番号の記載を求めることとなっておりますけれども、今回の改正につきましては、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認の手続等の納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減するためということとなっております。ですから、12月定例会においては、減免等につきまして、個人番号を記載するという形で議決をいただきましたが、これが今回はそういうことで、簡素化するよと、もとに戻すよということです。ですから、国民健康保険税条例につきましてはその部分を廃止した形で、もとの条例という形に直すものでございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎報第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により報第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下田市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） それでは、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下田市一般会計補正予算（第5号））につきましてご説明申し上げます。

議案件名簿の7ページをお開きください。

報第3号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第1号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり平成28年1月5日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

別紙あさぎ色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

補正予算の主な内容につきましては、ふるさと応援寄附金に関連するものでございます。歳入につきましては、補正予算書の2ページに記載のとおり、17款寄附金及び18款繰入金を増額を行い、ふるさと応援寄附に関連する経費の財源とするものでございます。歳出につきましては、補正予算書3ページに記載のとおり、2款総務費から9款教育費まではふるさと応援寄附に関連する経費を増額補正するもの、12款予備費は財源調整に伴い減額するもので

ございます。

それでは、改めまして補正予算書の1ページをお開きください。

平成27年度下田市一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,010万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億3,359万9,000円としたものでございます。

第2項は、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから3ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、17款1項2目1節総務費寄附金3,150万円の増額は、ふるさと応援寄附に係る分でございます。18款2項1目1節財政調整基金繰入金3,000万円の増額は、補正財源として繰り入れるものでございます。

地域防災課関係、17款1項2目1節総務費寄附金200万円の増額は、ふるさと応援寄附に係る防災基金分でございます。

福祉事務所関係、17款1項3目1節社会福祉費寄附金304万円の増額は、ふるさと応援寄附に係るほのぼの福祉基金分でございます。同3節児童福祉費寄附金561万円の増額は、ふるさと応援寄附に係る子育て支援基金分でございます。

産業振興課関係、17款1項4目1節林業費寄附金185万円の増額は、ふるさと応援寄附に係るみどりの基金分でございます。

建設課関係、17款1項6目2節都市計画費寄附金370万円の増額は、ふるさと応援寄附に係る景観まちづくり基金分でございます。

学校教育課関係、17款1項7目1節教育費寄附金240万円の増額は、ふるさと応援寄附に係る教育振興基金分110万円及び奨学振興基金分130万円でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございますが、企画財政課関係、2款1項7目0240地域振興事業費3,418万1,000円の増額は、ふるさと応援寄附返礼品2,705万3,000円及びふるさと応援寄附システム使用料712万8,000円。同20目0405ふるさと応援基金3,150万円の増額は、ふるさと応援基金積立金。12款1項1目予備費は、歳入歳出調整額として418万1,000円を減額し、補正後の額を5,566

万円としたものでございます。

地域防災課関係、2款8項3目0895防災基金200万円の増額は、防災基金積立金でございます。

福祉事務所関係、3款1項8目1150ほのぼの福祉基金304万円の増額は、ほのぼの福祉基金積立金。3款3項10目1730子育て支援基金561万円の増額は、子育て支援基金積立金でございます。

産業振興課関係、5款2項5目3550みどりの基金185万円の増額は、みどりの基金積立金でございます。

建設課関係、7款5項6目5465景観まちづくり基金370万円の増額は、景観まちづくり基金積立金でございます。

学校教育課関係、9款1項5目6040教育振興基金110万円の増額は、教育振興基金積立金。同6目6045奨学振興基金130万円の増額は、奨学振興基金積立金でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下田市一般会計補正予算（第5号））の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番、沢登君。

○13番（沢登英信君） 歳入のいわゆる寄附金が5,100万ほどですね、歳入の財源になっている。その内容は、このふるさと応援基金を初めますふるさと納税分と一括しているのではないかと思うんですが、この金額はどのような形で確定をしたのかということをお尋ねしたい。それから、ふるさと納税分がこの金額になった理由、あるいはこの金額でとどまっている理由というのはどういうことなのか。その点をまずお尋ねをしたいと思います。

それから、ふるさと納税基金にかかわる補正でありますので、ふるさと納税基金はご案内のように下田市内の方も納税することができると、寄附することができると、こういう仕組みになっていようかと思うんです。自治体によっては地元に住んでいる人たちは納税できないよと、ふるさと基金はできないよという仕組みをつくっているところもあるかと思いますが、下田の場合は市民もふるさと納税ができると、こういうシステムになっていようかと思いますが、市内の人たちがこの納税をしている実態というのはどういうことになっているのか。それから、ここに出ている数字は、そうしますと全て外部の方々が、どちら方面の

方々が納税してくださっているのかと、こういう点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） 初めに、この分割の積立金の額の決定方法ということでございます。

ふるさと応援寄附につきましては、今年の4月から返礼品を設けております。4月から11月までは全体的には120万から、11月で500万ちょっとという状況で毎月の金額が推移しております。12月に至りまして、12月に5,709万円ほどの寄附がございました。これにつきましては、ふるさと納税の制度が平成27年分の申告で税額控除というような制度がありまして、駆け込み的な部分もあったかとはございますが、民放のほうでも若干紹介されたようなことがありまして、12月に5,000万を超えるような寄附があったということでございます。1月に至りましては、現状では約160万ほどというようなことで、正確な数字の整理が各基金ごとになかなかすぐにはできないような状況もございまして、12月分までの寄附金の額が約7,000万弱というような中で、今後の見込みも含めた中で全体の金額を7,500万程度とした中で各基金に振り分けているものでございます。

また、寄附の状況ということで、内容的には全国から寄附はございます。やはり一番多いのは大都市圏の人たちからの寄附ということで、やはり何かしら下田に来たことがあるとか、そういうコメントを入れた中で寄附をしてくださる方もかなり多いような形でございます。細かい分析資料までは、まだ整理されていないような状況ですので、内容的な細かい部分はここで説明はできませんけれども、全国的な中で寄附のほうをいただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） そうしますと、この数字は既に12月時点で確認をした数字が5,100万程度の寄附を受けていると、こういうぐあいに理解してよろしいのかと。1月時点では6,000万からのものがあると、3月時点では7,000万を超える金額になるだろうと、こういうご答弁をいただいたのかということでもよろしいか確認をしたい。そうであるとすれば、何でこの5,000万、確定した部分しか載せなかったと、こういうことなのかどうなのか。

そして、これらのものが今年度からこの返礼品という制度を採用をしてそのようになったと、こういうことでありますが、近隣の特に西伊豆町を初めとします自治体におきましては、まさに単位が違っていると、こういう状態になっていようかと思うわけです。西伊豆町では、昨年

は3億5,000万からになっていると、下田は290万足らずだと、こういう数字になっているかと思いますが、このような差と、取り組みの大きな差が出てきた原因というのはどこにあるのかと。市長のリーダーシップがどう発揮されたのかというところの疑問も感ずるわけですので、それらについてはぜひとも市長から決意と見解を、4年間、この進めてきた見解をいただきたい、このように思います。

それから、この予算には出ておりませんで、ぜひともこの予算に追加しなければならない課題が私はあると思うわけであります。12月の議会で決定をしました庁舎にかかわります債務負担行為、1億700万でしたか、今年度は1,070万でしたか、この予算が実行できないのに今議会にもそれらのものが出されていないと。これどういうことかと。議会のほうも私がいえば瑕疵ある議決をしたと、できないものを市長に実行しなさいという可決をしているわけですので、これらのものは当然、今議会において執行できないわけですから、削減をしてほかの市民のためのサービスに提供できるように予算を振り分けていかなければならない。予算を担当する者として、そのような措置をしないということは、怠慢ではないかと私は思うんですけれども、その点についての見解を課長及び市長にあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） まず、初めの金額の関係でございます。

今回、補正のほうでは寄附金が5,010万円ということでございます。当初と12月補正でも増額した中で、累計的には補正後が約7,500万円になるということで、12月末の見込みの中で7,500万円ぐらいに予想されるということで、1月5日に専決処分の補正をしたということでございます。この専決処分の大きな理由でございますけれども、寄附金が12月に急激に増えてきたという中で、これに対する返礼品の予算が不足する事態が生じました。これにつきまして、1月5日に専決処分をさせていただき、返礼品の支払いに対応していくというような兼ね合いでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） ふるさと納税に関しましては、本当に努力の中で大きな金額を得ている市町村があってというそれに比べますと、下田市はまだまだそういう状況の中には不備、不足があるかというふうに思っております。その辺のところをこれからきちっと整備をしまして、特に返礼品の品目というのも市内の対象になる各業者さんとしっかりと打ち合わせをして、下田らしい返礼品をそろえることで増額に向けてしっかりと体制を組んでいきたい

というふうに思っております。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） 市長、いいですか。

市長。

○市長（楠山俊介君） 庁舎関連につきましては、3月の定例会のほうで審議いただきたいということで考えております。

○議長（森 温繁君） 13番、3回目です。

○13番（沢登英信君） 出されていないものですから、ぜひとも予算執行上、そういうことが私は仕組み上許されないことだと思うんです。実行できない予算を可決して、それがそのままに置かれていくなんてことは、職員として恥ずかしいことだと思うんです。そういう気持ちをお持ちになっているのか、なっていないのかお尋ねしたいと思います。

やっぱり執行までの間というのは、それぞれ職員であれば勉強されていると思うんです、予算というものはどういうものかという。予算がどういうものかという観点から、今とっている措置について見解をお尋ねしたい。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） ただいま沢登議員のご指摘ございまして、今議会に補正予算としての減額補正をして、その減額補正をした額をほかの事業に振り向けていったほうが市政運営として合理性があるのではないかというご質問でございますが、今回、先ほど説明の中にもございましたとおり、債務負担の金額を含めまして3月議会の中でご審議いただき、ご承認いただきたいということで現在準備を進めさせていただいております。

ただ、ご指摘のとおり早く減額補正をしてほかの事業に振り向ける、こういう手法についてはご指摘のとおりでございますので、今、年度末という事情もございませけれども、今後そのような事態が発生した場合には、ご指摘の内容を真摯に受けとめまして、適切な対応はいかなる対応があるのかというところで検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

13番。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 本予算は先ほど指摘させていただきましたように、使えない新庁舎にかかわります債務負担行為そのものを当然、今議会で削除する提案をすべきものをしてこない。このことは予算運営上で市民サービスをないがしろにすると、予算のこの運営上も地方自治法で定められている内容にそぐわないものであると、こういう観点からこの予算は不十分なものでございますので、反対をさせていただくものであります。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下田市一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により議第1号 平成26年度下田市立給食センター建設工事（建築）（繰越）請負契約の締結についての一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 議第1号 平成26年度下田市立給食センター建設工事（建築）（繰越）請負契約の締結についての一部変更についてご説明させていただきます。

議案件名簿の8ページをお願いします。

平成27年7月30日、議第48号で議決されました平成26年度下田市立給食センター建設工事（建築）（繰越）請負契約の締結についての一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、工事内容の一部変更に伴います契約金額の増額であります。契約金額の一部変更につきましては、7月に議決いただきました「3 契約金額5億5,620万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,120万円）」を381万8,880円増額いたしまして、「3 契約金額5億6,001万8,880円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,148万2,880円）」に改めるものでございます。

続きまして、主な変更内容についてご説明させていただきます。

主な変更内容につきましては、条例関係等説明資料の5ページと6ページの図面のほうをご覧ください。

まず、1点目は建築の土工事でありまして、図面の①で示した部分、ここの掘削土量が334立米増加したことによる変更であります。

2点目が外構、受水槽基礎工事でありまして、現在使用しております工事用の道路を給食センターの進入路として利用するということにしましたので、外構計画の見直しを行わせていただきました。これによって、受水槽の設置場所の変更が必要になりました。図の②に示してあるところであります。ここの箇所にラップルコンクリート打設の追加をしなければならぬことになりましたので、それによる変更であります。

それから3点目が、外構の駐車場工事、駐輪場工事の取りやめです。

先ほど申し上げましたように、外構工事計画の見直しの中で受水槽の位置を変更したものですけれども、これにより、当初予定しておりました配送車両の車庫と駐輪場の建築を取りやめたことによる変更であります。

続いて、事業費の変更についてご説明いたします。

1点目に申し上げました土工事を含む建築工事の増加分が約980万円、2点目の受水槽基礎工事部分の増加と、3点目の駐車場工事、駐輪場工事の取りやめによる減分を含めた外構工事の減少分が約660万円。この差額分約320万円に経費等を加えた工事価格360万円に、当初契約の請負比率を掛けて、さらに消費税相当額を加えた金額が381万8,880円、これが事業費の変更となっております。

以上、雑駁ですが議第1号 平成26年度下田市立給食センター建設工事（建築）（繰越）

請負契約の締結についての一部変更についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番、伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） このただいまの説明は、受けますと、車庫と駐輪場をやめますよと、工事しませんという話なんですということで、その理由としては、進入路の変更により外構計画を見直したよということで、具体的にはこの受水槽の、これは基礎工法の変更ということでやっているけれども、この受水槽の基礎工法が変更されると、駐輪場と車庫がなくなるというのは、ちょっとよくわからない。ただ受水槽の位置が変わったとか、受水槽が大きくなったとか、車庫と駐輪場の場所がなくなっちゃったよということであれば、よすんだらうなと思うんですが、その車庫と駐輪場の取りやめた理由というのがいま一つ理解できないんですが、ご説明をお願いします。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） まず、受水槽、ちょっとこの図面が7月のときの図面とちょっと当然違っているんですけども、7月に議決をいただいたときには、今ある受水槽のところ駐輪場、いわゆる車庫を建てる予定になっていたわけです。そしてちょっとこの図面上には申しわけない、載っていないんですけども、この受水槽の通路を挟んで下の部分に当初は受水槽と駐輪場を計画していたわけでございます。

先ほど、この工事用の通路を給食センターの配送車両の通路として利用するというのを申し上げたんですけども、その通路の勾配等の手直しをするために、本来もう少し左側のほうまでの短い距離だった通路が奥へ延びてしまったと。要するに敷地内の空地部分というんですか、それが少し減ってしまいましたので、受水槽を車庫を建てる部分に移したということなんです。それによりまして、車庫と駐輪場を建てるスペース的なものが不足してきてしまったということでございまして、本来車庫を建てる場所へ受水槽を移してしまったために、車庫と駐輪場は計画を取りやめとしたという、そういう流れになっております。

そして、受水槽の基礎工事を見直すということなんですけれども、ここの図面で見ていただく受水槽の部分というのは、通路のいわゆるのり面に当たっておりまして、地面がいわゆる傾斜がついている状態になっているわけです。そのために、その受水槽のところへ当然基礎なんかを打たなきゃならないんですけども、いきなり打てないものですから、そこに先

ほど申し上げたラップルコンクリートという基礎を支えるための土台を打たせていただいて、その上に基礎工事をして受水槽を建てるという形にさせていただいたというものです。車庫と駐輪場につきましては、計画としてはやめてしまうわけですが、それによってこの給食センターの事業に特に支障はないという判断をさせていただいたということです。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○議長（森 温繁君） 9番、伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） この導入道路の変更、それによって受水槽の位置が変更されて車庫及び駐輪場の場所に行くことになったんで、車庫及び駐輪場は取りやめたよということでございますね。車庫及び駐輪場取りやめはいいんですけれども、一般的に考えると、車庫の方は車庫をつくらなくても駐車スペースがあればいいんだろうと思いますが、駐輪場をつくったときには、一般的に考えれば自転車通勤の人なり、あるいは二輪車による通勤の人なり利用があるからつくるといふ計画だったと思うんですが、ただいま大丈夫だよという話なんですけれども、その自転車とかあるいは二輪による通勤の人はいなくなったとか、あるいは、そもそもはいなかったんだけど一応念のためにつくったものなのか、その辺を説明願います。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 車庫というのは、配送用の車両2トン車3台、軽自動車1台を想定しております、これは車庫というものがなくても軒下とか空地部分に駐車することで対応可能ということでありまして、それから駐輪場、自転車、バイクなんですけれども、この施設につきましては、ここで働く従業員の方が通勤というんですか、そういう形でいらっしゃる形で、近くの方は自動車じゃなくて自転車等も利用されるということは当然想定して当初予定したんですけれども、従業員用の駐車場としては車両も含めてなんですけれども、既設の浜崎共同調理場がございまして、これは1学期は使わせていただくんですけれども、ここを解体する予定になっておりますので、このスペースが空きますから、ここを使わせていただければ特に支障はないと、こういう判断をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） 大変よくわかりました。

しかし説明で、その車庫及び駐輪場を取りやめると言うだけだと、それがなくなっちゃうじゃないと、そもそもこれを使う予定の人はどうなるかというのを、そこは自然に思い浮か

ぶところなんで、現在の浜崎小学校のところのものを解体してそこをやるという、そこまで説明していただけると大変丁寧でありがたいので、今後の説明においては廃止するけれどもそれがなくなっちゃうんでなければ、代替物ができるのであれば、その代替物の説明もするようにお願いして質問を終わります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

13番、沢登君。

○13番（沢登英信君） 子供たちの学校の通学路と給食の配送車等の道路を分けようということで、それがきっちりできるという点では評価をしたいと思うんですけども、質問の第1は、その道路の建設のために、この建物のG Lが37.30と書いてありますけれども、メートル単位なんでしょうか。そこを具体的に、この立米でいきますと何センチぐらい引き下げることになるのかと、そういうことが伴っているのか、伴っていないのか。334立米の土を処分をするということになっておりますけれども、そうしますとそれは道路部分なのか、計画建設建物の部分の土も含めて地盤を下げるような形になるのか、その点を第1点お尋ねをしたいと思います。

それから、従来のあの形は、その図面にあります階段部分を、子供たちが須崎方面に帰るときには使っていたのではないかと思うんですけども、この図面から見るとそういう使用ができないように思われますけれども、その点はどうなっているのかと。この図面でいきますと門扉1というような形で、そこにこの地下防火水槽ですか、この車いすの絵があるところには入れないような形に図面上理解がされるような気がするんですけども、この空地は空地なのか、何に使う形でこの門扉がここに囲われているのかお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） まず1点目の、残土の処理ということでよろしいんだと思いますけれども、今回設計変更で当初よりも処分をする土が増えたんですけども、この残土処理につきましては、須崎の福浦の下水道処理場に一応仮置きさせていただいて、それから大沢の残土処分場へ搬出して処分すると、そういう予定になっております。

それから、この図面上でいう階段部分なんですけれども、これはもとの浜崎幼稚園の通園用、登園用というんですか、階段でありまして、現在子供たちはここはたしか使っていないというふうに理解しております。それから、この図面でいう地下防火水槽のことをおっし

やっていると思うんですけども、これは既設の受水槽がございまして、その上にコンクリートを打ってありまして、身障者駐車場スペースとして確保してあると、そういう表示ですから別に立ち入りができないとかそういうことにはなっておりません。

以上です。

○議長（森 温繁君） 沢登君。

○13番（沢登英信君） わかりました。

そうしますとこの土砂は建物のところということではなくて、この道路をつくるために出た土が334立米で、これを処分するんだと、こういうぐあいに理解してよろしいんでしょうか。再確認をさせてください。

それから、もう一つは幼稚園に上がる通路はそうしますと、今後ここは通行どめというかわからないという、こういう形になるのかということが2点目であります。

3点目は、障害者の人たちがここに立ち入れるようにということは、これは学校用のものなのか、それともこの施設を見学に来たというような、そういう人たちのための駐輪場というんでしょうか、そういうものになっているのか、再度確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 残土の関係なんですけれども、ここで出た土をここで使うのではなくて、もう一度ちょっとわかりやすく説明しますと、①の部分の土工事と書いてあるところなんですけれども、ここが当初は257立米程度の土が出るだろうという、そういう想定をしていたんですけども、ここはもともとは浜崎幼稚園がありまして、そこを解体しているわけなんですけれども、そこに埋め戻した土がありまして再測量をした結果、それが591立米という形になったものですから、その差の334立米が増えたということで、その土を通路の傾斜のために使うというものではありません。ないです。通路はむしろ勾配を滑らかにするために、削ったりしてやりますので、そこに建物部分の土を使うということはないです。

それから、階段については、これは使わないという形で考えております。

それから、この地下の防火水槽の上にある駐車場なんですけれども、これは最近つくったものでなくて昔からありましたので、浜崎幼稚園とか学校を利用する方の、身障者の方のために確保してあったというふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに。

8番。

○8番（鈴木 敬君） 1点だけちょっとお聞きしたいんですけども、進入路のことですけれども、給食センター完成後の通用路として、今現在工事に使っているこの進入路をそのまま使うというような説明だと思ったんですが、現在使われている進入路がどのような形状になっているのかちょっとよくわかりませんが、さらにそれを新たに、より整備する、路肩の問題だとかいろいろな問題で整備するというふうなことは必要ないのか、改めてその進入路の形成のための追加の費用というのは生じないのかどうなのか、そこら辺についてちょっと1点お聞きします。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 図面の受水槽の下に進入路、平面的な絵が描いてあると思うんですけども、この道路につきましては、手直しというのはもう既にやってありまして、その手直しした後の勾配が20%という形になっておりまして、これにつきましては、うちのほうで給食の配送車両を何回か走らせてみまして、試運転ですね、やって、きちんと使えるという形になっております。ですから、これからやるんじゃないかと、もう既にやってあるという形で理解いただければと思います。

○議長（森 温繁君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） 新たな追加費用は生じないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） これは外構工事の見直しの中で発生しておりますので、費用は発生しております。手直ししているわけですから。

〔「これからは」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（峯岸 勉君） すみません、これからは生じないです。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第1号 平成26年度下田市立給食センター建設工事（建築）（繰越）請負契約の締結についての一部変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（森 温繁君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成28年2月下田市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時 8分閉会